

## 市第139号議案 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正

### 1 改正の趣旨

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」の一部施行により、平成26年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準」など、関連する厚生労働省令が改正されます。これに伴い、当該法令を引用している本市条例について、関係規定を改正し、平成26年4月1日に施行する必要があります。

### 2 改正する条例

- (1) 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (4) 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例
- (5) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (6) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (7) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
- (8) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (9) 横浜市総合リハビリテーションセンター条例
- (10) 横浜市福祉授産所条例
- (11) 横浜市知的障害者生活介護型施設条例
- (12) 横浜市精神障害者生活支援センター条例
- (13) 横浜市総合保健医療センター条例
- (14) 横浜市火災予防条例

### 3 改正の内容

今回の法令改正によって下表のとおり

- ・ 共同生活介護の共同生活援助への統合及び外部サービス利用型共同生活援助等の創設
- ・ 障害程度区分から障害支援区分への名称変更
- ・ 重度訪問介護の対象者の拡大

などが図られます。そこで、法令改正の内容に沿って、各条例の必要な表記の修正や条項の繰り上げ、削除、新設及び改正を行います。

なお、法令に伴うもの以外の改正はありません。

法令の改正項目	法令の内容	
	改正後	改正前
(1) 共同生活介護の共同生活援助への統合及び外部サービス利用型共同生活援助等の創設	障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続新及び共同生活援助をいう。	障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、 <u>共同生活介護</u> 、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続新及び共同生活援助をいう。
	共同生活援助について、新たに <u>外部サービス利用型共同生活援助</u> 及び入居定員を一人とする <u>サテライト型住居</u> を創設	—
(2) 障害程度区分から障害支援区分への名称変更	<u>障害支援区分</u>	<u>障害程度区分</u>
(3) 重度訪問介護の対象者の拡大	<u>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者</u> であって、常時介護を要する利用者	<u>重度の肢体不自由者</u> であって常時介護を要する利用者

### 4 施行日

平成26年4月1日

【新旧対照表】

条例	改正後	改正前
<p>1 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p>	<p>(介護補償) 第10条の2 省略 (1) 省略 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 省略</p>	<p>(介護補償) 第10条の2 省略 (1) 省略 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 省略</p>
<p>2 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(利益供与等の禁止) 第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第16項の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 省略</p>	<p>(利益供与等の禁止) 第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第17項の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 省略</p>
<p>3 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(利益供与等の禁止) 第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第16項の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 省略</p>	<p>(利益供与等の禁止) 第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第17項の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 省略</p>

条例	改正後	改正前
<p>4 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例</p>	<p>(横浜市障害支援区分認定審査会)  第3条 法第15条の規定に基づき本市に設置する介護給付費等の支給に関する審査会の名称は、横浜市障害支援区分認定審査会(以下「審査会」という。)とする。  2 省略</p>	<p>(横浜市障害程度区分認定審査会)  第3条 法第15条の規定に基づき本市に設置する介護給付費等の支給に関する審査会の名称は、横浜市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)とする。  2 省略</p>
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>目次  第1章～第7章 省略  第8章 削除   第9章～第13章 省略  第14章 共同生活援助  第1節～第4節 省略  第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準  第1款 この節の趣旨及び基本方針  第2款 人員に関する基準  第3款 設備に関する基準  第4款 運営に関する基準  第15章 省略  第16章 削除   第17章 省略  附則 省略</p>	<p>目次  第1章～第7章 省略  第8章 共同生活介護  第1節 基本方針  第2節 人員に関する基準  第3節 設備に関する基準  第4節 運営に関する基準  第9章～第13章 省略  第14章 共同生活援助  第1節～第4節 省略   第15章 省略  第16章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例  第17章 省略  附則 省略</p>
	<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)  第3条 指定障害福祉サービス事業者(第4章、第5章及び第9章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)  第3条 指定障害福祉サービス事業者(第4章、第5章及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p>	<p>に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p>
	<p>第5条 省略</p> <p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、<u>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、</u>常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3～4 省略</p>	<p>第5条 省略</p> <p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、<u>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、</u>当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3～4 省略</p>
	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第201条の2及び第201条の10において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。</p> <p>2～3 省略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。</p> <p>2～3 省略</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(従業者の員数)  第80条 省略  (1) 省略  (2) 省略  ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>(省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。)に  応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。  (ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上  (イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上  (ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上  イ～エ 省略  (3) 省略  2～7 省略</p>	<p>(従業者の員数)  第80条 省略  (1) 省略  (2) 省略  ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>(省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。)に  応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。  (ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上  (イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上  (ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上  イ～エ 省略  (3) 省略  2～7 省略</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(従業者の員数)  第100条 省略  (1) 省略  (2) 第153条第1項の指定自立訓練(生活訓練)事業者(規則第25条第6号の宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、<u>第196条第1項の指定共同生活援助事業者又は第201条の4第1項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者</u>(ア及び次項第2号において「<u>指定自立訓練(生活訓練)事業者等</u>」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数  ア 指定短期入所と同時に第152条の指定自立訓練(生活訓練)(規則第25条第6号の宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、<u>第195条の指定共同生活援助又は第201条の2の外部サービス利用型指定共同生活援助</u>(次項第2号アにおいて「<u>指定自立訓練(生活訓練)等</u>」という。)を提供する時間帯 <u>指定自立訓練(生活訓練)事業所等</u>(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る第153条第1項の指定自立訓練(生活訓練)事業所、<u>第196条第1項の指定共同生活援助事業所又は第201条の4第1項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>をいう。以下この条において同じ。)の</p>	<p>(従業者の員数)  第100条 省略  (1) 省略  (2) <u>第125条第1項の指定共同生活介護事業者、第153条第1項の指定自立訓練(生活訓練)事業者(規則第25条第6号の宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)</u>又は<u>第196条第1項の指定共同生活援助事業者</u>(ア及び次項第2号において「<u>指定共同生活介護事業者等</u>」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数  ア 指定短期入所と同時に<u>第124条の指定共同生活介護、第152条の指定自立訓練(生活訓練)(規則第25条第6号の宿泊型自立訓練に係るものに限る。)</u>又は<u>第195条の指定共同生活援助</u>(次項第2号アにおいて「<u>指定共同生活介護等</u>」という。)を提供する時間帯 <u>指定共同生活介護事業所等</u>(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る第125条第1項の指定共同生活介護事業所、第153条第1項の指定自立訓練(生活訓練)事業所又は<u>第196条第1項の指定共同生活援助事業所</u>をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を<u>当該指定共同生活介</u></p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、<u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者等</u>である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に<u>指定自立訓練（生活訓練）等</u>を提供する時間帯 <u>指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を<u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、<u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(1) 指定生活介護事業所、第143条第1項の指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項の指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項の指定就労移行支援事業所、第174条第1項の指定就労継続支援A型事業所、指定</p>	<p><u>護事業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、<u>当該指定共同生活介護事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>指定共同生活介護事業者等</u>である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に<u>指定共同生活介護等</u>を提供する時間帯 <u>指定共同生活介護事業所等</u>の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を<u>当該指定共同生活介護事業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、<u>当該指定共同生活介護事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(1) 指定生活介護事業所、<u>第125条第1項の指定共同生活介護事業所</u>、第143条第1項の指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項の指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項の指定就労移行支援事業所、第174条</p>



条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>就労継続支援B型事業所(第186条の指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、第196条第1項の指定共同生活援助事業所、<u>第201条の4第1項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章及び第14章において「指定生活介護事業所等」という。))において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定生活介護、第142条の指定自立訓練(機能訓練)、第152条の指定自立訓練(生活訓練)、第162条の指定就労移行支援、第173条の指定就労継続支援A型、第186条の指定就労継続支援B型、第195条の指定共同生活援助、<u>第201条の2の外部サービス利用型指定共同生活援助</u>又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援を提供する時間帯 指定生活介護事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 省略 (2) 省略</p>	<p>第1項の指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第186条の指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、第196条第1項の指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章及び第8章において「指定生活介護事業所等」という。))において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定生活介護、<u>第124条の指定共同生活介護</u>、第142条の指定自立訓練(機能訓練)、第152条の指定自立訓練(生活訓練)、第162条の指定就労移行支援、第173条の指定就労継続支援A型、第186条の指定就労継続支援B型、第195条の指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援を提供する時間帯 指定生活介護事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 省略 (2) 省略</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(準用) 第101条 <u>第52条</u>の規定は、指定短期入所の事業について準用する。</p>	<p>(準用) 第101条 <u>第7条</u>の規定は、指定短期入所の事業について準用する。</p>
	<p>(定員の遵守) 第109条 省略 (1) 省略 (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第196条第1項の指定共同生活援助事業所又は第201条の4第1項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、<u>共同生活援助を行う住居</u>(以下「<u>共同生活住居</u>」という。)及びユニット(居室及びこれに近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 (3) 省略</p>	<p>(定員の遵守) 第109条 省略 (1) 省略 (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第125条第1項の指定共同生活介護事業所又は第196条第1項の指定共同生活援助事業所にあつては、<u>共同生活住居</u>(法第34条第1項の<u>共同生活住居</u>をいう。以下同じ。))及びユニット(居室及びこれに近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 (3) 省略</p>
	<p>(従業者の員数) 第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者を除く。第117条において同じ。)又は指定障害者支援施設の人員に関する基準を満たさなければならない。 2～4 省略</p>	<p>(従業者の員数) 第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第196条第1項の指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。)又は指定障害者支援施設の人員に関する基準を満たさなければならない。 2～4 省略</p>

条例	改正後	改正前
5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例	<p>(障害福祉サービスの提供に係る基準)</p> <p>第119条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活援助に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。</p>	<p>(障害福祉サービスの提供に係る基準)</p> <p>第119条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。</p>
	<p>第8章 削除</p> <p>第124条～第141条 削除</p>	<p>第8章 共同生活介護</p> <p>第124条～第141条 省略</p>
	<p>(利用者負担額に係る管理)</p> <p>第157条の2 <u>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)</u>が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)</u>が同一の月に当該指定</p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者から依頼があったときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</u></p> <p>（準用）  第159条 第10条から第19条まで、<u>第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条</u></p>	<p>（準用）  第159条 第10条から第19条まで、<u>第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第131条、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、<u>第23条中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給</u></u></p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</p>	<p>付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第131条第1項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」</u>と読み替えるものとする。</p>
	<p>(準用) 第172条 第10条から第18条まで、第20条、<u>第21条</u>、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、<u>第146条、第147条及び第157条の2</u>の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「療</p>	<p>(準用) 第172条 第10条から第18条まで、第20条、<u>第21条</u>、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、<u>第131条、第146条及び第147条</u>の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、<u>第23条中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」が</u>と、「当該支給決定障</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）</u>」とあるのは「支給決定障害者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、<u>同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）</u>」とあるのは「<u>支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>害者等</u>」とあるのは「<u>当該支給決定障害者</u>」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「<u>訓練等給付費</u>」と、同条第2項中「<u>第22条第2項</u>」とあるのは「<u>第172条において準用する第146条第2項</u>」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、同項第2号中「<u>第55条第1項</u>」とあるのは「<u>第172条において準用する第20条第1項</u>」と、同項第3号中「<u>第67条</u>」とあるのは「<u>第172条において準用する第90条</u>」と、同項第5号及び第6号中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第172条</u>」と、第90条第2号中「<u>介護給付費又は特例介護給付費</u>」とあるのは「<u>訓練等給付費又は特例訓練等給付費</u>」と、<u>第131条第1項中「支給決定障害者</u>」とあるのは「<u>支給決定障害者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)</u>」と読み替えるものとする。</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、<u>入浴、排せつ又は食事の介護</u>その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(従業員の員数)</p> <p>第196条 省略</p> <p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を<u>6</u>で除した数以上</p> <p><u>(2) 生活支援員</u> 指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法で<u>アからエまでに掲げる数の合計数</u>以上</p> <p><u>ア</u> 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「<u>区分省令</u>」という。)第1条第4号の<u>区分3</u>に該当する利用者の数を<u>9</u>で除した数</p> <p><u>イ</u> <u>区分省令第1条第5号の区分4</u>に該当する利用者の数を<u>6</u>で除した数</p> <p><u>ウ</u> <u>区分省令第1条第6号の区分5</u>に該当する利用者の数を<u>4</u>で除した数</p> <p><u>エ</u> <u>区分省令第1条第7号の区分6</u>に該当する利用者の数を<u>2.5</u>で除した数</p> <p><u>(3)</u> サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、<u>ア</u>又は<u>イ</u>に掲げる利用者の数の<u>区分</u>に応じ、それぞれ<u>ア</u>又は<u>イ</u>に掲げる数</p>	<p>第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(従業員の員数)</p> <p>第196条 省略</p> <p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を<u>10</u>で除した数以上</p> <p><u>(2)</u> サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、<u>ア</u>又は<u>イ</u>に掲げる利用者の数の<u>区分</u>に応じ、それぞれ<u>ア</u>又は<u>イ</u>に掲げる数</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2～3 省略</p>	<p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2～3 省略</p>
	<p><u>(管理者)</u></p> <p>第197条 <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。</u> <u>ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</u></p>	<p><u>(準用)</u></p> <p>第197条 <u>第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</u></p>
	<p><u>(設備)</u></p> <p>第198条 <u>指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する利用者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をい</u></p>	<p><u>(準用)</u></p> <p>第198条 <u>第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</u></p>



条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>う。以下同じ。)</u>を除く。<u>以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。)</u>を有するものとし、<u>当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。</u></p> <p><u>3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</u></p> <p><u>4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは、30人)以下とすることができる。</u></p> <p><u>5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。この場合において、当該入居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。</u></p> <p><u>6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p><u>7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</u></p> <p><u>8 ユニットの基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>9 <u>サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。</u>  <u>(1) 入居定員を1人とすること。</u>  <u>(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u>  <u>(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p>	
	<p><u>(入退居)</u>  <u>第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。</u>  <u>2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</u>  <u>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</u>  <u>4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p>	
	<p><u>(入退居の記録の記載等)</u>  <u>第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。</u>  <u>2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>(利用者負担額等の受領)</u>  <u>第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</u>  2 <u>指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</u>  3 <u>指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。</u>  <u>(1) 食材料費</u>  <u>(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)</u>  <u>(3) 光熱水費</u>  <u>(4) 日用品費</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p><u>4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</u></p> <p><u>5 指定共同生活援助事業者は、第3項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(指定共同生活援助の取扱方針)</u></p> <p><u>第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第60条第1項の共同生活援助計画(次項において「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、その者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしな</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	
	<p><u>(サービス管理責任者の責務)</u></p> <p><u>第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p> <p><u>(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>(介護及び家事等)</u>  第199条 <u>介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</u>  <u>2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。</u>  <u>3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</u></p>	<p><u>(家事等)</u>  第199条 <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。</u>  <u>2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。</u></p>
	<p><u>(社会生活上の便宜の供与等)</u>  第199条の2 <u>指定共同生活援助事業者は、利用者について指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</u>  <u>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。</u>  <u>3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</u></p>	
	<p><u>(運営規程)</u>  第199条の3 <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</u>  <u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u>  <u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u>  <u>(3) 入居定員</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(4) <u>指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>入居に当たっての留意事項</u></p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7) <u>非常災害の対策</u></p> <p>(8) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u></p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	
	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第200条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、<u>当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</u></p> <p>5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第200条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(支援体制の確保)  <u>第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。</u></p>	
	<p>(定員の遵守)  <u>第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p>	
	<p>(協力医療機関等)  <u>第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。</u>  <u>2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p>	
	<p>(準用)  第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第199条の3</u>」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「<u>訓練等給付費</u>」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「<u>第198条の4第1項</u>」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「<u>訓練等給付費</u>」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第198条の4第2項</u>」と、第</p>	<p>(準用)  第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、<u>第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第201条において準用する第136条</u>」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「<u>訓練等給付費</u>」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第130条第1項</u>」と、第24条第1項中「介護給</u></p>



条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「<u>第199条の3の運営規程</u>」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関</u>」と、<u>第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）</u>」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）</u>」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第201条において準用する第130条第2項</u>」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「<u>第201条において準用する第136条の運営規程</u>」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第201条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関</u>」と、第132条第1項中「第141条」とあるのは「第201条」と、「<u>共同生活介護計画</u>」とあるのは「<u>共同生活援助計画</u>」と、同条第2項中「<u>共同生活介護計画</u>」とあるのは「<u>共同生活援助計画</u>」と、第133条中「第141条」とあるのは「第201条」と、同条第3号中「<u>指定生活介護事業所等</u>」とあるのは「<u>指定自立訓練(生活訓練)事業所等</u>」と、第135条第1項中「<u>指定生活介護事業所等</u>」とあるのは「<u>指定自立訓練(生活訓練)事業所等</u>」と読み替えるものとする。</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p><u>(この節の趣旨)</u></p> <p><u>第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の12において読み替えて準用する第60条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(基本方針)</p> <p><u>第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p>	
	<p><u>第2款 人員に関する基準</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p><u>第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上</u></p> <p><u>(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</u></p> <p><u>ア 利用者の数が30人以下</u></p> <p><u>1人以上</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>イ 利用者の数が31人以上</u>  <u>1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p><u>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	
	<p><u>(準用)</u>  <u>第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。</u></p>	
	<p><u>第3款 設備に関する基準</u></p> <p><u>(準用)</u>  <u>第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。</u></p>	
	<p><u>第4款 運営に関する基準</u></p> <p><u>(内容及び手続の説明及び同意)</u>  <u>第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、その利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、第201条の9の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者及び受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めら</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</u></p>	
	<p><u>(受託居宅介護サービスの提供)</u></p> <p><u>第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。</u></p>	
	<p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 入居定員</u></p> <p><u>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(5) <u>受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地</u></p> <p>(6) <u>入居に当たっての留意事項</u></p> <p>(7) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(8) <u>非常災害の対策</u></p> <p>(9) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u></p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	
	<p><u>(受託居宅介護サービス事業者への委託)</u></p> <p><u>第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。</u></p> <p><u>3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。</u></p> <p><u>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする</u></p> <p><u>5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</u></p> <p><u>6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>(勤務体制の確保等)</u>  <u>第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u>  <u>2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</u>  <u>3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。</u>  <u>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p>	
	<p><u>(準用)</u>  <u>第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」</u></p>	

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第201条の9の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条の12において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第198条の5第1項中「第201条において読み替えて準用する第60条第1項の共同生活援助計画(次項において「共同生活援助計画」という。)」とあるのは「外部サービス</u></p>	



条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p><u>利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第201条」とあるのは「第201条の12」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</u></p>	
	<p>第16章 削除</p> <p>第204条～第205条 削除</p>	<p>第16章 <u>一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例</u></p> <p>第204条～第205条 省略</p>
	<p>附 則</p> <p>1 省略 (指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)</p> <p>2 省略 (1) アからウまでに掲げる利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。アからウまでにおいて同じ。)の<u>平均障害支援区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数 イ <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数 ウ <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数 (2) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>附 則</p> <p>1 省略 (指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)</p> <p>2 省略 (1) アからウまでに掲げる利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。アからウまでにおいて同じ。)の<u>平均障害程度区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数 イ <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数 ウ <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数 (2) 省略</p> <p>3 省略</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(平成18年10月1日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として使用する指定共同生活援助事業者に関する特例)</p> <p>4 平成18年10月1日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として使用する指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)は、<u>第198条第1項(第201条の6において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする<u>指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)</u>を行うことができる。</p> <p>(平成18年10月1日において現に存する指定共同生活援助事業所に係る設備に関する特例)</p> <p>5 <u>指定共同生活援助事業者等は</u>、平成18年10月1日において現に存する指定共同生活援助事業所において<u>指定共同生活援助の事業等</u>を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、<u>第198条第7項及び第8項(これらの規定を第201条の6において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の全部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第171号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働</p>	<p>(平成18年10月1日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として使用する指定共同生活援助事業者に関する特例)</p> <p>4 平成18年10月1日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として使用する指定共同生活援助事業者は、<u>第127条第1項(第198条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする<u>指定共同生活介護の事業等</u>を行うことができる。</p> <p>(平成18年10月1日において現に存する指定共同生活援助事業所に係る設備に関する特例)</p> <p>5 <u>指定共同生活援助事業者は</u>、平成18年10月1日において現に存する指定共同生活援助事業所において<u>指定共同生活介護の事業等</u>を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、<u>第127条第6項及び第7項(これらの規定を第198条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の全部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第171号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>省令第58号)第109条第2項及び第3項に規定する基準によることができる。</p> <p>(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>6 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6</u>に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者について、<u>第199条第3項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>7 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6</u>に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。第1号及び第2号において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者について、<u>第199条第3項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>省令第58号)第109条第2項及び第3項に規定する基準によることができる。</p> <p>(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>6 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令第2条第4号の区分4、同条第5号の区分5又は同条第6号の区分6</u>に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者について、<u>第134条第3項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>7 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、<u>区分省令第2条第4号の区分4、同条第5号の区分5又は同条第6号の区分6</u>に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。第1号及び第2号において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者について、<u>第134条第3項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>8 前2項の場合において、<u>指定共同生活援助事業所</u>に置くべき生活支援員の員数について、<u>第196条第1項第2号イからエまでの規定</u>を適用する場合は、これらの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。</p> <p>(平成18年10月1日において現に存した精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)</p> <p>9 平成18年10月1日において現に法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号の精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8の知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)として存していた<u>指定共同生活介護事業所(横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)第5条の規定による改正前の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第125条第1項の指定共同生活介護事業所をいう。)</u>又は指定共同生活援助事業所において行われる<u>指定共同生活援助</u>の事業等</p>	<p>8 前2項の場合において、<u>指定共同生活介護事業所</u>に置くべき生活支援員の員数について、<u>第125条第1項第2号イからエまでの規定</u>を適用する場合は、これらの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。</p> <p>(平成18年10月1日において現に存した精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)</p> <p>9 平成18年10月1日において現に法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号の精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8の知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)として存していた指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所において行われる<u>指定共同生活介護</u>の事業等について、<u>第127条(第198条において準用する場合を含む。)</u>の規定を適用する場合は、当分の間、<u>第127条第6項中「10人以下」とあるのは「30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、</u>当分の間、適用しない。</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>について、<u>第198条</u>（<u>第201条の6</u>において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合は、当分の間、<u>第198条第7項</u>中「10人以下」とあるのは「30人以下」とし、<u>同条第8項第2号</u>の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>10～13 省略</p>	<p>10～13 省略</p>
<p>6 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>（従業者の員数）  第5条 省略  （1） 省略  ア 省略  （ア） 省略  （イ） 省略  a 省略  （a） iからiiiまでに掲げる<u>平均障害支援区分</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれiからiiiまでに定める数  i <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除</p>	<p>（従業者の員数）  第5条 省略  （1） 省略  ア 省略  （ア） 省略  （イ） 省略  a 省略  （a） iからiiiまでに掲げる<u>平均障害程度区分</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれiからiiiまでに定める数  i <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除</p>

条例	改正後	改正前
<p>6 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>した数</p> <p>ii <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>iii <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2～3 省略</p>	<p>した数</p> <p>ii <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>iii <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2～3 省略</p>
	<p>附 則</p> <p>1 省略 (経過的指定障害者支援施設に置くべき従業員の員数)</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア (ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数</p> <p>(ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除した数</p> <p>(イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>(ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>イ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>3～38 省略</p>	<p>附 則</p> <p>1 省略 (経過的指定障害者支援施設に置くべき従業員の員数)</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア (ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数</p> <p>(ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除した数</p> <p>(イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>(ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>イ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>3～38 省略</p>

条例	改正後	改正前
<p>7 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p>	<p>(職員の配置の基準)  第39条 省略  (1)～(2) 省略  (3) 省略  ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>(省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。  (ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上  (イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上  (ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上  イ～エ 省略  2～8 省略</p>	<p>(職員の配置の基準)  第39条 省略  (1)～(2) 省略  (3) 省略  ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>(省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。  (ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上  (イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上  (ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上  イ～エ 省略  2～8 省略</p>
	<p>(職員の配置の基準)  第59条 省略  2～7 省略  8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。<u>ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(職員の配置の基準)  第59条 省略  2～7 省略  8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
	<p>附 則  1 省略  (生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)  2 省略  (1) アからウまでに掲げる利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除</p>	<p>附 則  1 省略  (生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)  2 省略  (1) アからウまでに掲げる利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除</p>

条例	改正後	改正前
<p>7 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p>	<p>く。アからウまでにおいて同じ。)の<u>平均障害支援区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数</p> <p>ア <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数</p> <p>イ <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>ウ <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～7 省略</p>	<p>く。アからウまでにおいて同じ。)の<u>平均障害程度区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数</p> <p>ア <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数</p> <p>イ <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>ウ <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～7 省略</p>
<p>8 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>ア 省略</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>a 省略</p> <p>(a) iからiiiまでに掲げる<u>平均障害支援区分</u>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算出した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれiからiiiまでに定める数</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>ア 省略</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>a 省略</p> <p>(a) iからiiiまでに掲げる<u>平均障害程度区分</u>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算出した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれiからiiiまでに定める数</p>



条例	改正後	改正前
<p>8 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例</p>	<p>i <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除した数</p> <p>ii <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>iii <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>i <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除した数</p> <p>ii <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>iii <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2～4 省略</p>
	<p>附 則</p> <p>1～2 省略 (経過的障害者支援施設に置くべき職員の員数)</p> <p>3 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>ア (ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数</p> <p>(ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除した数</p> <p>(イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p>	<p>附 則</p> <p>1～2 省略 (経過的障害者支援施設に置くべき職員の員数)</p> <p>3 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>ア (ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数</p> <p>(ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除した数</p> <p>(イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p>

条例	改正後	改正前
8 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	<p>(ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>イ 省略</p> <p>(3) ~ (7) 省略</p> <p>4 ~ 36 省略</p>	<p>(ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>イ 省略</p> <p>(3) ~ (7) 省略</p> <p>4 ~ 36 省略</p>
9 横浜市総合リハビリテーションセンター条例	<p>(施設)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設</p> <p>(3) <u>法第5条第13項</u>に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)及びこれに準ずる支援を提供する就労支援施設</p> <p>(4) ~ (5) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設</p> <p>(3) <u>法第5条第14項</u>に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)及びこれに準ずる支援を提供する就労支援施設</p> <p>(4) ~ (5) 省略</p> <p>2 省略</p>
	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者支援施設又は就労支援施設を利用する場合（身体障害者福祉法第18条若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により利用する場合又は次号に掲げる場合を除く。）は、法第29条第3項第1号の規定により定められた<u>法第5条第10項</u>に規定する施設入所支援、<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び法第29条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(2) の2 省略</p> <p>(3) ~ (4) 省略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者支援施設又は就労支援施設を利用する場合（身体障害者福祉法第18条若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により利用する場合又は次号に掲げる場合を除く。）は、法第29条第3項第1号の規定により定められた<u>法第5条第11項</u>に規定する施設入所支援、<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び法第29条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(2) の2 省略</p> <p>(3) ~ (4) 省略</p>

条例	改正後	改正前
10 横浜市福祉授産所条例	<p>(事業)</p> <p>第2条 授産所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第14項</u>に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う。</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 授産所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第15項</u>に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う。</p>
11 横浜市知的障害者生活介護型施設条例	<p>(事業)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 横浜市中山みどり園は、第1項に定めるもののほか、<u>法第5条第12項</u>に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を行う。</p> <p>4 横浜市松風学園は、第1項に定めるもののほか、<u>法第5条第8項</u>に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）及び<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）を行う。</p> <p>5 省略</p> <p>(知的障害者福祉ホーム等)</p> <p>第11条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする<u>法第5条第26項</u>に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。</p> <p>2～6 省略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 横浜市中山みどり園は、第1項に定めるもののほか、<u>法第5条第13項</u>に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を行う。</p> <p>4 横浜市松風学園は、第1項に定めるもののほか、<u>法第5条第8項</u>に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）及び<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）を行う。</p> <p>5 省略</p> <p>(知的障害者福祉ホーム等)</p> <p>第11条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする<u>法第5条第27項</u>に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。</p> <p>2～6 省略</p>
12 横浜市精神障害者生活支援センター条例	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第16項</u>に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、<u>法第5条第16項</u>に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第17項</u>に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、<u>法第5条第17項</u>に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額</p> <p>(2) 省略</p>

条例	改正後	改正前
<p>13 横浜市総合保健医療センター条例</p>	<p>(利用料金)  第9条 省略  (1)～(2) 省略  (2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)を受けの場合、自立訓練施設において同条第12項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を受けの場合又は就労支援施設において同条第13項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)を受けの場合、法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額並びに精神障害者生活支援施設において、法第5条第16項に規定する地域相談支援を受けの場合法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第16項に規定する計画相談支援を受けの場合法第51条の17第2項の規定より定められた費用の額</p> <p>(2)の3 省略  (3)～(5) 省略</p>	<p>(利用料金)  第9条 省略  (1)～(2) 省略  (2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)を受けの場合、自立訓練施設において同条第13項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を受けの場合又は就労支援施設において同条第14項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)を受けの場合、法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額並びに精神障害者生活支援施設において、法第5条第17項に規定する地域相談支援を受けの場合法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第17項に規定する計画相談支援を受けの場合法第51条の17第2項の規定より定められた費用の額</p> <p>(2)の3 省略  (3)～(5) 省略</p>

条例	改正後	改正前
14 横浜市火災予防条例	<p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第51条 省略</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、児童養護施設、児童自立支援施設(通所施設を除く。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第15項</u>に規定する共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの(次号において「児童養護施設等」という。)で、延べ面積が200平方メートル以上のもの</p> <p>(4) ~ (6) 省略</p> <p>2~3 省略</p>	<p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第51条 省略</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、児童養護施設、児童自立支援施設(通所施設を除く。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第10項</u>又は<u>第16項</u>に規定する<u>共同生活介護</u>又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの(次号において「児童養護施設等」という。)で、延べ面積が200平方メートル以上のもの</p> <p>(4) ~ (6) 省略</p> <p>2~3 省略</p>